

京都ユニバーサルツーリズム普及促進事業企画・運営業務に係る採点表

(別紙)

団体名

区分(配点)	評価項目	項目審査点	係数
車いすレンタル制度及び京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュについて(32)	車いすレンタルについて(16) ・安心して任せられる体制を提案できているか ・迅速、丁寧に対応できるか ・車いすレンタルに関して、より稼働率の上がる取組を提案できているか ・新たなエリアにおける拠点開設に向けた取組を提案できているか	0	4
	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュについて(16) ・安心して任せられる体制を提案できているか ・迅速、丁寧に対応できるか	0	4
ホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」の管理・運営について(40)	ホームページについて(18) ・民間団体のノウハウを活用したコンテンツができるか ・安心して観光できる情報を発信できるか ・京都への誘客を促進する魅力的なページか ・既存の施設をより魅力的に紹介できるか ・スマートフォンや携帯電話などのモバイル機器での閲覧が可能か ・翻訳対応できているか	0	4.5
	観光施設情報について(10) ・入店の可否を判断できる情報となっているか ・高齢者や障害のある方が安心して利用できるか ・誰もが利用しやすい情報となっているか ・情報量は豊富か	0	2.5
	その他(12) ・制作・運営のために必要な体制を整え、市との連絡や調整を迅速に行い対応できるか ・既存実績から、当該ページの制作・運用業務を十分担える実績を有しているか ・ページの充実などへの提案力や実践力を期待できるか	0	3
講習会について(12)	・年に1回以上の提案があるか。 ・観光事業者等が興味を引かれ、おもてなしの機運が醸成されるような提案となっているか。	0	3
見積経費について(8)	・見積経費項目については妥当か。 提案者のうち、最も低い見積額を提案したものを4点とし、次点以降は1点ずつ減点する。 なお、最低点数は0点とし、マイナスとはしない。	0	2
追加提案(4)	・本市が仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。	0	1
京都市公契約基本条例との関係(4)	・市内中小企業であるか ※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。	0	1
合計点(100点)		0	

審査基準	点数
優れている。	4点
やや優れている。	3点
普通である。	2点
やや劣っている。	1点
本市の要求する機能がない又は劣っている	0点